

表 住まいの総合支援事業の補助制度一覧

区分	制度名	制度概要	補助額 (補助率)	募集件数
新築	① スマイル住宅補助金	認定長期優良住宅、認定低炭素住宅または、きた住まいる住宅を新築する人に補助	20万円	先着50件
	② ユニバーサルデザイン住宅新築補助金	市が定めるユニバーサルデザイン基準に適合する住宅を建設する人に補助	20万円	②③④併せて先着30件
リフォーム	③ ユニバーサルデザイン住宅増改築補助金	住宅の床面積を増やし、その部分またはその部分を含めてユニバーサルデザイン化工事をする人に補助	上限 20万円 (50%)	②③④併せて先着30件
	④ ユニバーサルデザイン住宅改造補助金	身体障害者手帳1・2級または介護認定を受けている人のため、住まいの障壁を取り除く工事をする人に補助	上限 40万円 (80%)	②③④併せて先着30件
	⑤ 住まいの改修助成金	住宅の長寿命化や、省エネルギー化などの改修により、住宅性能が向上する工事をする人に助成	5万円	先着400件
	⑥ 空家改修補助金	北海道空き家情報バンクに登録されている空き家を購入して改修する人に補助	上限 30万円 (30%)	先着2件
	⑦ 木造住宅耐震診断補助金	昭和56年以前に建築された住宅の耐震診断を行う人に補助	上限 5万円 (50%)	先着3件
	⑧ 木造住宅耐震改修補助金	耐震診断により「倒壊する可能性がある」と診断された住宅の耐震改修工事(上部構造評点1.0以上)を行う人に補助	上限30万円 (費用に応じ変動)	先着1件
解体	⑨ 旧耐震住宅建替え補助金	耐震診断により「上部構造評点が0.4未満」と診断され、同一敷地内で住宅を建て替える人に補助	上限 30万円 (改修費用相当額の23%)	先着1件
	⑩ 特定空家解体補助金	住宅性能が著しく低下している特定空家の除却をする人に補助	上限 50万円 (80%)	先着10件



# 住まいの悩みを トータルサポート

## 住まいの総合支援事業

住まいの新築リフォーム、空き家対策などを支援する、各種補助制度のほか、ワンストップ相談窓口などを開設し、住まいに関して総合的に支援します。

問い合わせ 建築開発課 (市庁舎6階、☎65・4179)

### 住まいに関する補助制度



市では、誰もが暮らしやすい快適な住環境づくりのため、新築住宅の質の向上や既存住宅の活用、また、全国的に問題となっている空き家対策のほか、木造住宅の耐

震化の促進等を進めるなど、10の補助金を用意しています。(表)  
**事前に制度内容、申請方法を確認してください**

対象となる工事や、申請に必要な書類など、詳細は建築開発課に問い合わせるか、市ホームページをご覧ください。

また、ユニバーサルデザイン住宅への改造と、住まいの改修を同時に行う工事などの場合、補助制度の併用が可能な場合もあります。併用する場合には、それぞれの条件を満たす必要があるため、相談してください。なお、申請は先着順に受け付けます。

### 住まいに関する相談窓口など



#### 住まいの総合相談窓口

市役所の窓口や電話で、住宅に関する支援制度、住宅情報や住宅のトラブルなどの相談を受け付けています。(図)

#### 住まいのワンストップ相談窓口

空き家を含めた住まいに関する相談に、専門家が応じます。事前に建築開発課へ申し込みください。  
**相談体制** 弁護士・司法書士・建築士・宅地建物取引士・社会福祉協議会・土地家屋調査士

#### ユニバーサルデザイン住宅相談会

住宅の増改築・改造などについて、各分野の専門家がユニバーサルデザインの視点で助言します。  
**相談体制** 理学療法士・作業療法士・建築士・看護師・介護福祉士・保健師

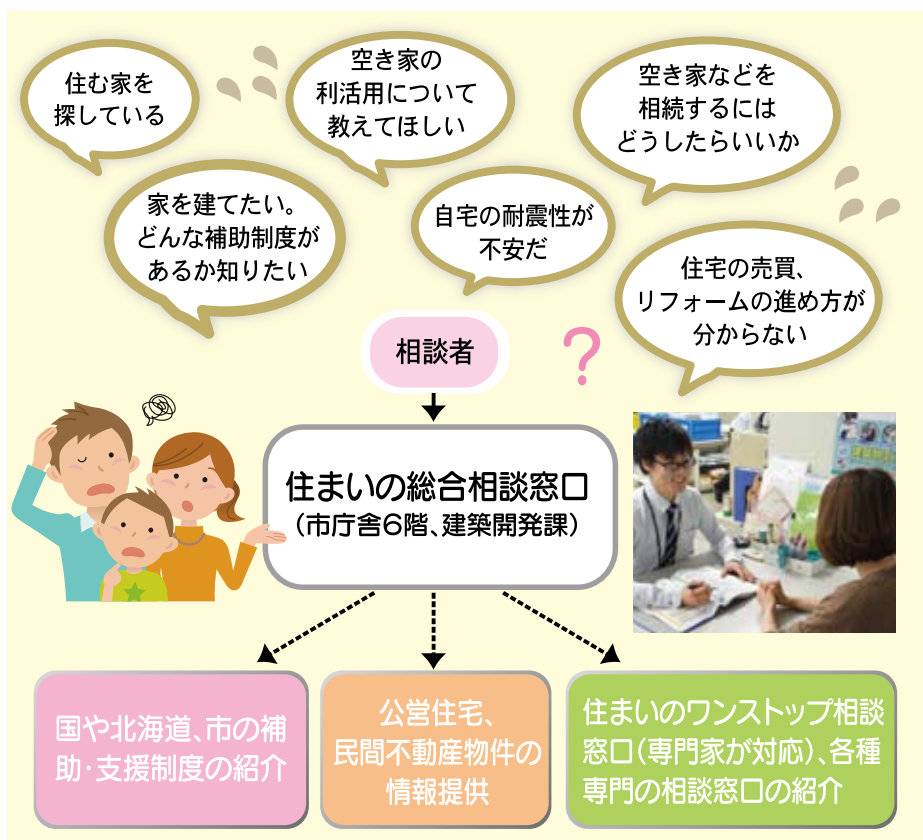
#### 無料耐震簡易診断

住宅の耐震性の目安を把握するための、次のすべての要件を満たす木造住宅の耐震簡易診断を、無料で行います。

#### 対象住宅

- ・市内にある、所有者が自ら居住している住宅
- ・昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅
- ・地上2階建て以下で、延べ床面積が500平方メートル以下の在来軸組構造で建てられた住宅
- ・確認申請書または診断計算に必要な図面があること

図 住まいの総合相談窓口イメージ



### ユニバーサルデザイン住宅相談会

住宅の増改築・改造など、各分野の専門家によるユニバーサルデザインに関する無料相談。  
日時 毎月第2・第4水曜日 13時～16時  
場所 市庁舎10階 (5月27日(水)のみ、市庁舎6階)



専門家たちが多方面からサポート

### 住まいのワンストップ相談窓口

空き家を含めた、住まいの売却・相続・管理・リフォームなど、専門家による無料相談。  
日時 毎月第2日曜日、第4火曜日 (9・2月は第4水曜日) 13時～16時(事前予約制)  
場所 市庁舎10階、市民文化ホール(西5南11)、とかちプラザ(西4南13)

